



## 保育園の入所には 認定申請が必要です

平成27年度の申し込みから、保育園を利用するためにはお子さんの保育の必要性を認定する手続きが必要になります。

「保育を必要とする事由」（「広報しらたか10月14日号」を参照）に該当し、保育園での保育を希望される方は、受付期間中に忘れずにお申し込みください。

### ◆ 保育園の利用まで

#### 1. 初めて保育園に入所する場合（新規）は、

① 保育の必要性の「認定申請書（入所申込書を兼ねています）」を、保育園または健康福祉課子育て支援係で受け取ります。

② 必要事項を記入して書類の準備をします。  
（ご不明な点は、お電話もしくは書類を提出する際に窓口でご相談ください。）

③ 受付期間中に健康福祉課子育て支援係へ書類を提出します。

④ 提出していただいた申請書をもとに保育の必要性の認定をし、保育園の利用調整を行います。（入所可能人数を超える申し込みがあった場合、保育の必要性の高さなどを考慮して利用先の調整をします。）

⑤ 1月下旬に、町から「認定証」と「入所承諾書」が送付され、平成27年4月から入所となります。

2. 現在入所している保育園からほかの保育園に移ることを希望する場合（転園）は、新規の場合と同じです。

3. 現在入所している保育園で引き続き保育を希望する場合（継続）は、今回の申込期間内での手続きは必要ありませんが、1月に保育園を通じ「認定申請書」などの提出をお願いします。

※平成27年5月以降からの利用を希望される場合は、年度途中の利用のため平成27年2月からの受付となります。入所調整で時間がかかる場合がありますので、早めにお申し込みください。

### ◆ 保育料は

新制度での保育料は、これまでと同様に所得に応じた保育料となります。ただし、これまで、主に前年の所得税額を用いて保育料を決定していましたが、新制度では主に市町村民税を用いて決定することになります。

なお、平成27年度の保育料については、現在の保育料を基準に検討中です。参考に、平成26年度の保育料徴収基準額表を掲載します。（次ページ表2）

■ 受付期間 11月12日（水）～12月1日（月）  
午前9時～午後5時15分  
※土・日・祝日を除く。月曜日は午後7時まで。

■ 受付場所・問い合わせ  
健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212